

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

現在、国においては第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められている。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため、市町村の現場で要支援者などに対する取り組みが進められ、介護予防に大きな役割を果たすようになってきている。また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、大きな力となっている。

こうした状況の中で、要支援者の訪問介護、通所介護を市町村の地域支援事業に委ねるといった急激な制度変更は現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の項目について十分配慮の上、特段の取り組みが図られることを強く求める。

記

1. 新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。
 2. 特に介護給付とあわせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うこと。
 3. これまでの地域支援事業については、事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと。また、事業の詳細については、市町村の裁量で自由に組みめるよう配慮すること。
 4. 新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であり、こうした市町村における環境整備にあわせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。
 5. 利用料の設定については、実態を把握して、慎重に対応すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月26日

大 阪 府 茨 木 市 議 会